

議案第 29 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 24 条の 37」を「第 24 条の 36」に改める。

附則第 9 項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得」を「配当所得等」に、「第 3 条及び」を「第 3 条、第 6 条及び」に改める。

附則第 10 項中「同条第 2 項中」を「同条第 3 項中」に改める。

附則第 12 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に、「同条第 2 項中」を「同条第 3 項中」に改める。

附則第 13 項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条及び第 19 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 3 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 19 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 14 項及び第 15 項を削る。

附則第 16 項中「同条第 2 項中」を「同条第 3 項中」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 17 項を削る。

附則第 18 項中「同条第 2 項中」を「同条第 3 項中」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 19 項中「同条第 2 項中」を「同条第 3 項中」に改め、同項を附則第 16 項

とする。

附則第20項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に、「同条第2項中」を「同条第3項中」に改め、同項を附則第17項とする。

附則中第21項を第18項とし、第22項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第16条第1項の改正規定、附則第9項の改正規定（「第3条及び」を「第3条、第6条及び」に改める部分に限る。）、附則第10項の改正規定並びに附則第12項、第16項及び第18項から第20項までの改正規定（「同条第2項中」を「同条第3項中」に改める部分に限る。） 公布の日
 - (2) 附則第22項を削る改正規定 平成27年1月1日
 - (3) 附則第20項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日
- 2 改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成26年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法等の改正に伴い、公社債等及び株式等の所得に対する課税方法を改める等所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。